

**(仮称)「With コロナ」「After コロナ」における企業価値向上セミナー  
～経営活動の見直しによる新たな取組を考える～  
に係る企画・運営委託業務仕様書**

公益財団法人京都産業 2 1

上記業務に伴う仕様は、下記のとおりとする。

記

1 委託業務名

(仮称)「With コロナ」「After コロナ」における企業価値向上セミナー  
～経営活動の見直しによる新たな取組を考える～に係る企画・運営委託業務

2 委託業務の目的

公益財団法人京都産業 2 1 (以下「財団」という。)では、京都の未来を拓く次世代産業人材活躍プロジェクト\*の一環として、スマート産業関連生産性向上事業(高度戦略マネジメント分野 人材育成事業)を実施している。本事業は、研修・セミナー等を通じて良質で安定的な雇用機会の拡大及び職場定着の促進を担う経営人材(経営者層、幹部層、責任者等)を育成することをねらいとし、各種連続講座と財団コーディネータによる企業伴走支援を一連で行うものである。

コロナウイルス禍を皮切りに、企業経営の取組や成長する企業の取組方が大きく変化してきています。市場の変化に対応した収益構造の改革や変化・イノベーションの促進、柔軟な働き方を許容する労働環境の構築などコロナウイルス禍での企業経営に関する取組を学ぶと共に社会・市場・顧客の環境変化に伴うニーズへの俊敏な対応や顧客情報や業務の可視化・標準化・デジタル化・DX化への対応などコロナウイルス禍でも成長する企業の取組を学ぶことで With コロナ・After コロナ時代に自社を変革する方向性を見出せる人材を育成するため次の点を学ぶ連続講座を開催する。

◎受講後の姿：

- ・アウトソースを最大限活用しリスク分散できているか、また固定費の変動費化はどの程度出来ているか理解できる。
- ・サプライチェーンは現在の事業環境・リスクを踏まえて最適か、グローバルサプライチェーンに潜むリスクが特定できているか理解できる。
- ・既存事業の今後の成長シナリオや市場・顧客の変化を踏まえた事業の新たな価値創造を見出すことが出来る。

\*本プロジェクトは、2019年4月から、厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用し、京都の主要産業であるものづくり産業、非正規率の高い観光関連産業、特に人手不足が深刻な建設業を対象として、産学公・公労使の「オール京都」体制のもとで、AI、IOT技術等を活用した生産性向上や就労環境改善に取組、質の高い安定的な雇用を創出することを目的とした事業です。

### 3 委託業務の内容

#### (1) カリキュラムアウトライン

上記「2 委託業務の目的」を最大限に達成できるよう、演習や企業事例等を豊富に扱い、必要な思考方法・発想法・プロセス技法・ノウハウ・スキル等を獲得できるよう提案者の専門的知見やノウハウ、ネットワークを活かした創意工夫ある提案をすること。

また、次の3つについて必ず講座に盛り込むこと。

- 必須事項：①講座の成果として、カリキュラムの最後の方に、受講者各自「新たな取組を考える企業価値向上シナリオ」(最終アウトプット)作成を盛り込む。(宿題作成としても良い)
- ②①の内容を、受講者各自が上司または経営者層にプレゼンし、評価をもらう工程を組み込むと共に、経営者層等のコメントを記載する等その工程の記録を残す。(宿題として良い)
- ③講座終了後に、受講者各自が作成した①に対して講師からコメント・アドバイスを書面にて行う。(対面式である必要は無い)

#### (2) 講師及びカリキュラム

目的を最大限に達成するため、担当講師及びカリキュラムについて上記アウトラインにそって、提案者の専門的知見やノウハウ、ネットワークを活かした創意工夫のある提案をすること。

#### (3) 各回プログラムの構成要素及びネーミング

相互啓発を引き出す創意工夫、最終アウトプットに向けての創意工夫として、必要に応じて、座学、グループ討議・演習・発表、個人演習、事例研究、事前・事後課題等を盛り込み、可能な限りグループ討議の時間を取ること。また各講座内容について分かりやすいネーミングをつけること。

また、座学、グループ討議等プログラム遂行が難しいと財団が判断した場合、委託者は代替プログラムを用意し、受講者が最大限本講座の効果が得られるよう財団と共に検討し、代替プログラムを遂行することとする。

(4) 対象者

京都府内の製造業・情報通信業の中小企業経営者層、次世代経営幹部層、全社戦略立案責任者、事業取組における責任者

(5) 回数

全4回

但し、座学、グループ討議等のプログラム遂行が難しいと財団が判断し、委託先が代替プログラムを用意した場合は回数について財団と別途協議をおこなうこととする。

(6) 定員

12名（最小履行人数 6名）

但し、グループ討議等のプログラム遂行が難しいと財団が判断し、委託先が代替プログラムを用意した場合は定員について財団と別途協議をおこなうこととする。

(7) 開催期間

令和2年10月～令和3年1月目処

但し、グループ討議等のプログラム遂行が難しいと財団が判断し、委託先が代替プログラムを用意した場合は、開催時期について財団と別途協議をおこなうこととする。

(8) 開催時間と場所

平日の昼間で提案すること。（開始時間は午前10時以降とする）

京都市内で候補会場を提案すること。

ただし、目的を達成するため、より良い時間と場所を提案することを妨げない。

(9) 経費負担

財団は、広報、受講者募集・決定、受講料徴収を行うこととし、それに係る経費は財団が負担する。

その他の経費については、提案者の負担とする。

4 個人情報の保護

本委託業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

## 5 再委託の禁止

- (1) 受託者は、財団の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (2) 財団は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
  - ① 再委託の契約金額が委託料の額の 50 パーセントを超えている場合
  - ② 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

## 6 調査等

財団は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

## 7 完了報告及び検査

受託者は、本業務を完了したときは、遅滞なく完了報告書を財団に提出し、財団の検査を受けるものとする。

## 8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、財団と受託者とが協議して定めるものとする。
- (2) 本業務は財団の委託業務であり、業務の成果については財団に帰属する。
- (3) 経費を積算するにあたっては、本講座で使用する教材数を受講者定員数分に財団用 8 部を加えて積算すること。